

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

#### 大和市教育委員会規則第4号

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴う関係規則の整備に関する規則  
(大和市立図書館条例施行規則等の廃止)

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 大和市立図書館条例施行規則（昭和31年大和市教育委員会規則第7号）
  - (2) 大和市生涯学習センター条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第12号）
  - (3) 大和市青少年センター条例施行規則（平成8年大和市教育委員会規則第2号）
- (大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第2条 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「教育機関」の次に「（市長の職務権限とされたものを除く。以下同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (17) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第8条の2第2項の規定による意見聴取に関すること。

第4条第2項中「の各号」を削る。

(大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」を「教育長」に改める。

別表第1、2の項事務の欄中第6号を削り、同表3の項事務の欄中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号及び第17号を削り、5の項事務の欄中「大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）」を「事務委任規則」に改める。

別表第2(3)その他の表中指定管理の項を削る。

別表第3 子ども・青少年課、青少年センターの項を削り、図書・学び交流課、公民館の項中「生涯学習センターにかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの」、「生涯学習センターの事業計画の策定及び改定に関するもので重要なもの」及び「事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。」を削り、図書・学び交流課、図書館の項中「図書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの」、「図書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので重要なもの」及び「事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。」を削る。

(大和市教育委員会が所管する手続等における大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 大和市教育委員会が所管する手続等における大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者」を削る。

(大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条」を「第33条第1項」に改める。

(大和市立学校施設使用条例施行規則の一部改正)

第6条 大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「昭和44年教育委員会規則第12号」を「令和2年大和市規則第 号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。